

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：八幡浜地区施設事務組合組合長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.8%
全職員	78.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	120.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	78.4%
26～30年	80.4%
21～25年	81.9%
16～20年	175.0%
11～15年	87.4%
6～10年	—
1～5年	87.3%

【説明欄】

役職段階別中「部長相当職」の職員は存在しない

〃 「課長補佐相当職」「課長相当職」には女性職員が存在しない

勤続年数「36年以上」の職員は存在しない

〃 「6～10年」には男性職員が存在しない

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。